

# トヨタ自動車構内 豊田通商元請工事のチェックリスト

豊田通商豊田安全衛生協力会 2026.6版

区分	番号	ランク	チェック項目	該当ルール	
				法令	引用文献
1.工事管理板 &工事管理	①	A	工事管理板は、あるか		全豊田 P5 トヨタ P33,38
	②	A	本日の作業指示書は、あるか		全豊田 P5 トヨタ P32,39
	③	A	作業者名簿は、あるか(氏名・資格一覧は必須項目)		トヨタP39
	④	A	工事通知書、客先許可証/依頼書/確認書、緊急連絡表はあるか 暑熱環境で熱中症重篤化防止手順、緊急連絡先(病院含)の周知	則612条2	全豊田P45 トヨタP39
	⑤	A	リスクアセスメントが実施され、記録表はあるか	法28の2 則24の 11,12	全豊田 P5 トヨタ P34,39,43
			工事範囲を明確にし、第三者に立ち入ってほしくない範囲には、 立入禁止の措置があるか(作責の監督範囲の明示(区画)を元請が要請)		トヨタ P45
			工事管理板は、制御盤・操作盤・消火器等を覆うことがなく、 作業区画の出入り口付近の見やすい場所に掲示してあるか		全豊田 P5,6
			工事看板に工事名・工事期間・管理部署・工事(作業)責任者名・会 社名・電話番号等が明記してあるか(元請営業担当者名と電話番号の記 載も元請が要請)		全豊田 P5 トヨタ P39
			工事管理板に、本日の作業内容が明確に記入されているか		全豊田 P5
			労災保険No.が工事管理板に掲示されているか		全豊田 P5
			転倒の恐れがある部品等(柵・扉等)には、転倒防止の措置がされ ているか		全豊田 P6
			作業通路の確保はもちろんのこと、消火設備・救急設備の周囲の スペースは、確保されているか		全豊田 P6
	2.KYM	①	A	当日作業開始前に、全員でKYMを実施し、その記録は掲示してあ るか(KYMは、即時KYM 4R法で実施する)	
			全員の健康状態を確認後にフルネームで署名しているか		全豊田 P2,5 トヨタ P34,47
3.作業責任者	①	A	有資格者が従事し、作業責任者証は、速やかに提示出来たか		全豊田 P2 トヨタ P34
	②	A	直接指揮・監督出来る単位作業場所毎に、常駐しているか		全豊田 P2 トヨタ P33
	③	A	腕章を着用し、検電器は常時携帯しているか		全豊田 P2 トヨタ P34
			重複作業が発生した(する)場合は、工事責任者に連絡を取り、作 業責任者間で話し合いが実施されているか		全豊田 P1,2 トヨタ P35
		近接する工事がある場合は、作業責任者間で話し合い(声掛け)が 実施されているか		全豊田 P2 トヨタ P35	
工事責任者			工責の腕章を正しく着用しているか(自ら作業時/作責時は外す)		全豊田 P1
4.作業服装	①	A	当該作業の危険防止に適したヘルメットで作業しているか (ヘルメットに会社名を表示する)		全豊田 P3,4
	②	A	作業に適した服装であるか(半袖、腕まくりは不可)		全豊田 P3
			ヘルメットのあご紐は、ゆるみなく締めているか (内側に帽子、タオル等の被り物不可、工事ヘルメット用のズレない機能材は可)		全豊田 P4

区分	番号	ランク	チェック項目	該当ルール	
				法令	引用文献
5-1. 高所作業 (2m以上)	①	A	全豊田高所作業教育修了者が作業しているか		全豊田 P8 ト39 P55
		A	足場は正しく設置されているか		
	②	A	イ) 吊り足場・張り出し足場、又は高さが5m以上の足場は、足場組立等作業主任者(技能講習修了者)が、選任されているか、高さ5m未満の足場は、作業指揮者が選任されているか(作責兼務可)	法14 則529,565	全豊田P13,14
		A	ロ) 壁つなぎは適正に設けられているか ・単管足場 垂直5m以下 水平 5.5m以下 ・わく組足場 垂直9m以下 水平 8m以下(高さ5m未満を除く)	則570	全豊田 P15
		A	ハ) 建地の脚部には、地盤の状況により滑動及び沈下防止対策がされているか	則570	全豊田 P14
		A	ニ) 足場の材料に著しい損傷・変形・腐食等はないか	則559	全豊田 P14
				足場組立等の作業は、有資格者(特別教育修了者)が従事しているか(補助者は除く)	則36,39
			作業床の最大積載荷重を足場の見やすい場所に、明瞭に表示してあるか(労働者に周知しているか)	則562	全豊田 P15
			作業開始前点検を実施した、記録が残されているか	則567,655	全豊田 P15
	③	A	イ) 安全な作業床が設けてあるか(幅40cm以上・隙間3cm以下・高さ90cm以上の手摺)	則563他	全豊田 P8 ト39 P55
		A	ロ) 作業床が設置できない場合は安全ネットが設けられていて、親綱(一人一本)を張り、墜落制止用器具を使用しているか	則518他	全豊田 P8 ト39 P55
	④	A	作業床が無い箇所でフルハーネス型を使用する者は、特別教育を受講しているか(高さ5m以下でも出来る限りフルハーネス使用)	則36	ト39 P55
	⑤	A	開口部、作業床の端部に囲い、手摺、蓋(覆い)等の墜転落防止措置がしてあるか	則519	全豊田 P8
			社名表示のある高所作業中の垂幕は掲げられているか(歩行者の目線高さが望ましい)		全豊田 P8 ト39 P55
			高さ深さ1.5m以上の作業場所には、安全な昇降設備等が設けてあるか(最大積載重量2トン以上のトラックにも必要)	則526	全豊田 P8 ト39 P55
			工具・材料等の投げ上げ・投げ降ろしはしていないか、また、工具等の落下防止対策はしてあるか		全豊田 P9
	⑥	A	梯子は正しく使用されているか	則527	全豊田 P12
		A	イ) 損傷はないか(滑り止め)、また、上部の結束又は下部を支えているか	則527	全豊田 P12
		A	ロ) 上部に60cm以上の突き出し部は、確保されているか	則556	全豊田 P12
			梯子昇降時は、手に物を持っていないか		全豊田 P12
	⑦	A	脚立は正しく使用されているか		全豊田 P9
		A	開き止金具に損傷はないか、滑り止めゴムはあるか	則528	全豊田 P9
		A	脚立の天板上の作業禁止は、守られているか		全豊田 P9
			2m以上の脚立には、2m以上に赤色(線でも可)表示があるか		全豊田 P9
			2人乗りで、作業していないか		全豊田 P9
	⑧	A	ローリングタワーは、正しく使用されているか		全豊田 P13
		A	イ) 最上部の手摺は90cm以上で中棧、幅木(10cm以上)が取付けてあるか	則563他	全豊田 P13
		A	ロ) 上部に人を乗せたまま移動していないか		全豊田 P13
		A	ハ) 作業者は、墜落制止用器具を使用しているか	則563	全豊田 P13

区分	番号	ランク	チェック項目	該当ルール	
				法令	引用文献
5-1. 高所作業 (2m以上)	⑧		枠組みが3段以上の場合は、アウトリガーを使用しているか		全豊田 P13
			ローリングタワーの最大積載荷重の表示はあるか		全豊田 P13
			ローリングタワーには、昇降設備が取付けられているか		全豊田 P13
			車輪のストッパーは、確実にロックしてあるか		全豊田 P13
	⑨	A	天井クレーン走行危険範囲内での正しい対応はされているか ①天井クレーン最下部から垂直距離1.8m以内(高所作業車・トラックレール等含む) ②天井クレーンのガーターなどから1m以内 ③天井クレーン上のすべての空間	ル則30	全豊田 P20 ト39P20,21
			イ) 作業管理部署・使用部署の停止許可を得た記録はあるか		ト39P20,21
			ロ) 主電源を遮断し、ロックアウトをしているか、金具のない場合は、「スイッチ入れるな」の札を掛けているか		全豊田 P20 ト39P20,21
			ハ) 電源を遮断できない場合は、監視人を付け監視しているか		全豊田 P20
			うま・脚立足場の1スパン上に、2名以上乗っていないか		全豊田 P10
			高さ2m以上の足場台は、階段・手摺(4方)が有り、墜落制止用器具を使用しているか		全豊田 P11
5-2. 高所作業車 作業	①	A	有資格者が操作しているか。(作業場所の高さではなく、高所作業車の上昇能力が):10m以上 技能講習 10m未満 特別教育	則194 令20	全豊田 P19
	②	A	技能講習修了者は、修了証を携帯しているか	法61-3	全豊田 P19
	③	A	作業者は墜落制止用器具を使用しているか(安衛則では垂直昇降式の高所作業車のみ使用不要だが、全豊田では使用必須)	則194-22	全豊田 P19
	④	A	特定(定期)自主検査は実施され、検査標章はあるか	則194-23,26	全豊田 P19
	⑤	A	全豊田ルール通り運転席離席時にキーを抜いているか(安衛則は逸走防止のみ)	則194-13	全豊田 P19
			作業計画書を作成して、作業者に周知して作業しているか	則194-9	
			主たる用途以外(荷の吊り上げ等)に、使用していないか		全豊田 P19
			オーバーロード(過荷重)で作業していないか		
			高所作業台以外(ブーム・中棧等)の箇所に搭乗していないか 中棧、手すり等に足掛け禁止		全豊田 P19
			作業中は、アウトリガーを正しく使用しているか	則194-11	全豊田 P19
			合図者又は誘導者の合図、誘導に従って走行しているか	則194-10,12	全豊田 P19
			作業開始前点検を実施した記録はあるか	則194-27	全豊田 P19
	6-1. フォークリフト 作業	①	A	運転は有資格者が操作しているか 能力:1t以上 技能講習 1t未満 特別教育	法61
②		A	技能講習修了者は、修了証を携帯しているか	法61	全豊田 P41
③		A	フォークの爪の上に直接乗って作業したり、積荷やフォークの下で作業していないか	則151-9	全豊田 P41
④		A	特定自主検査は実施され、実施済の標章があるか	則151-21~4	全豊田 P41
⑤		A	運転席離席時は、フォークを床に降ろし、サイドブレーキを引き キーは抜いてあるか	則151-11	全豊田 P41
⑥		A	転倒の恐れのある荷(配電盤・ロボット・背高品等)は、固定しているか	則151-10	全豊田 P41
			オーバーロード(過負荷)作業をしていないか	則151-20	全豊田 P41
			運転者は走行時、シートベルトを着用しているか	則151-6	全豊田 P41
			建屋内を走行する時は、前照灯を点灯しているか		全豊田 P41

区分	番号	ランク	チェック項目	該当ルール	
				法令	引用文献
6-2. 工事用車両			駐車禁止場所に駐車していないか、また駐車中はエンジンキーが、抜いてあるか(全豊田ルール)安衛則は逸走防止義務	則151-11	全豊田 P42
			トラック(2t以上)は、駐車時エンジンを切り、輪留めがされているか		全豊田 P42
7. クレーン作業 玉掛け作業	①	A	クレーンの運転、玉掛け作業は有資格者が従事し、資格証(免許証・技能講習終了証)を携帯しているか イ) クレーン運転士免許 ⇒吊り上げ荷重5t以上の、普通型天井クレーン ①機上で運転するクレーン ②床上で運転するクレーン ③無線で運転するクレーン (TMC構内では、特別教育修了者)	法61 令20 クレ則22	全豊田 P39
			ロ) クレーン運転技能講習 ⇒ 吊り上げ荷重5t以上の床上操作式天井クレーン	法61 令20 クレ則22	全豊田 P39
			ハ) クレーン運転特別教育 ⇒吊り上げ荷重5t未満のクレーン	法61 令20 クレ則21	全豊田 P39
			ニ) 玉掛け作業技能講習 ⇒吊り上げ荷重1t以上のクレーンの玉掛け	令20 クレ則221	全豊田 P38
			移動式クレーン運転免許 ⇒吊り上げ荷重5t以上のクレーン	令20 クレ則68	全豊田 P39
			移動式クレーン運転技能講習 ⇒吊り上げ荷重1t以上5t未満のクレーン	令20 クレ則68	全豊田 P39
			移動式クレーン特別教育 ⇒吊り上げ荷重1t未満のクレーン	則36 クレ則67	全豊田 P39
			玉掛け作業特別教育:吊り上げ荷重1t未満のクレーンの玉掛け	則36 クレ則222	全豊田 P38
	②	A	クレーン等の巻過(ぎ)防止装置は正常か	外則18,78	全豊田 P39
	③	A	クレーンのフックに変形・摩耗等の損傷はないか、また、フックの外れ止め金具は正常に作動するか	外則20-2,78	全豊田 P39
	④	A	トヨタ自動車のクレーンを使用する場合は、使用許可を受け、使用依頼書を工事管理板に掲示しているか		トヨタ P18
	⑤	A	3t以上の移動式クレーンは有効な検査証を備え付けているか	外則59,60,63	全豊田 P39
			作業計画書を作成して、作業者に周知して作業しているか	則151,155 外則66-2	
			クレーン(移動式含む)は作業開始前点検の実施記録があるか	外則36,78	全豊田 P39
			ワイヤーロープ等の玉掛け用具は、作業開始前点検を実施した記録があるか	外則220	全豊田 P38
			クレーンのワイヤーロープは、著しい磨耗・素線切れ等の損傷はないか	外則220	全豊田 P36,38
			玉掛け用具(ワイヤロープ・ナイロンスリング等)は、キンク、摩耗、腐食、素線切れ等の損傷はないか	外則220	全豊田 P38
			鋭利な角には当てものを使用しているか	外則215	全豊田 P38
			吊り荷の下、旋回範囲は立入禁止の措置を行っているか、または、監視人がいるか	外則74	全豊田 P39
			移動式クレーンはアウトリガーを使用しているか	外則70-5	全豊田 P39
		チェンブロック・レバーブロックのチェーン・本体に著しい摩耗等の損傷はないか(記録は不要)	外則213,216	全豊田 P36	
		チェンブロック・レバーブロックのフックは摩耗等の損傷はなく、外れ止め金具の破損はないか(記録は不要)	外則214,217	全豊田 P36	
8. ウインチ作業	①	A	ウインチ操作者は特別教育を修了しているか	法59-3 則36-11	全豊田 P40

区分	番号	ランク	チェック項目	該当ルール	
				法令	引用文献
9.バックホー(ユンボ)作業 車両系建設機械	①	A	運転者は、有資格者が従事しているか ・ショベルローダ・フォークローダ・不整地運搬車(最大積載量:1t以上) または、上記以外の建設機械(機体重量:3t以上) ⇒技能講習 ・機体重量 3t未満の建設機械・最大積載量1t未満の不整地運搬車⇒ 特別教育 揚重作業時は、移動式クレーンの運転資格 移動式クレーン運転に必要な資格 ・吊上げ荷重0.5t以上1t未満 特別教育 ・吊上げ荷重1t以上 5t未満 技能講習 ・吊上げ荷重5t以上 運転士免許	法59 令20 則36	全豊田 P40
	②	A	揚重作業にはクレーン機能付き機を使用しているか	則164	
			車両系建設機械を用いて作業を行う時は、作業開始前点検を実施した記録はあるか	則170	全豊田 P40
			特定自主検査は実施され、実施済の標章が貼ってあるか	則167-169	全豊田 P40
			作業計画に基づいて作業しているか(能力,運行経路,作業方法)	則151,155	全豊田 P40
		運転者が運転席を離れる時は、バケット等を地上に降ろし、サイドブレーキをかけ、エンジンキーが抜いてあるか(全豊田ルール)	則151-11	全豊田 P40	
10.電気取扱 作業 電動工具 電気機器	①	A	電気に関わる作業を行う者は、「低圧・高圧・特別高圧電気取扱」特別教育を取得しているか	法59 則36	全豊田 P21 トヨタ P56
	②	A	電気取扱作業者は、全員が検電器を携帯し、正常に作動するか		全豊田 P21
	③	A	制御盤・操作盤等のスイッチを切り、ロックアウトしているか、設備的に出来ない場合は、操作禁止措置を講じているか		全豊田 P21
	④	A	活線近接作業時は、絶縁保護具・防具を確実に使用しているか	則346,347	全豊田 P21
			検電により、停電状態を確認しているか		全豊田 P21
11.電動工具 電気機器	①	A	全豊田感電防止教育修了者が、作業を行っているか		全豊田 P22
	②	A	コードリール等の漏電遮断器は、確実に作動するか		全豊田 P22
	③	A	電動工具類は、漏電遮断器付きコードリール等を経由し使用しているか	則333	全豊田 P23
	④	A	確実にアースされているか(2重絶縁構造・家庭用機器等除く)	則333	全豊田 P23
	⑤	A	6ヶ月以内毎に絶縁点検(1MΩ以上)及び、外観を点検し、点検済シールが貼ってあるか(6月末・12月末)		全豊田 P22,23
			絶縁用保護具・防具等は、作業開始前点検を実施しているか	則596	全豊田 P4
			分電盤に接続されたコードリールのプラグ部には、会社名が表示してあるか		全豊田 P22
			コード、ケーブルの被覆に損傷はないか、テーピングは良いか	則336	全豊田 P23
			湿潤している場所では、防水用の器具が使用されているか	則337	全豊田 P23
			通路横断の仮設配線には、保護カバーがされているか		全豊田 P22
		使用中のハンドランプ、投光器等にはガードはついているか	則330	全豊田 P23	
		工事用分電盤(工事業者が設置)の状態はよいか			
		アースは確実に取付けてあるか(3Pプラグ) 回 二重絶縁構造は2P可	則333	全豊田 P23	
		盤の前は操作に支障のないように、整理・整頓されているか		全豊田 P24	
12.火気使用 作業	①	A	火気を使う作業では、消火器(2本以上)・防火シート等が備えてあり、すぐに使用できる状態になっているか(火気使用エリアにローカルルールがある場合は順守しているか)		全豊田 P32 トヨタ P50
	②	A	火気使用許可(危険物施設内許可を含む)を受けているか		全豊田 P32 トヨタ P51
	③	A	火気監視人を配置しているか		全豊田 P32 トヨタ P51

区分	番号	ランク	チェック項目	該当ルール	
				法令	引用文献
12.火気使用作業			近くに危険物・可燃物等はないか、有れば、防火措置はしてあるか		全豊田 P32 トヨタ P51
			高所での火気使用時は、手元に初期消火器具が備えてあるか		全豊田 P32
			火気使用後は、指定時間火気の監視をしているか		全豊田 P32 トヨタ P51
			『火気使用中』の垂れ幕は、通行人から見易い位置に掲げられているか		全豊田 P32 トヨタ P51
			グラインダー等火花を発生する作業では、防火対策が講じられているか(グラインダーは火気使用許可が必要な工場あり)		全豊田 P32 トヨタ P50
13.アーク溶接作業	①	A	取扱作業者は、特別教育を修了しているか	法59 則36	全豊田 P25
	②	A	自動電撃防止装置があり、確実に作動するか	則352	全豊田 P25
	③	A	ホルダーの破損はないか	則352	全豊田 P25
	④	A	溶接機本体は、アースされているか		全豊田 P25 トヨタ P51
	⑤	A	ホルダーに溶接棒を挟んだまま放置していないか		全豊田 P25
	⑥	A	遮光面・皮手袋・防じんマスク (DS2相当以上)は、着用しているか	則325,593	全豊田 P25
	⑦	A	特定化学物質及び4アルキル鉛等作業主任者又は、金属アーク溶接等作業主任者は選任されているか(技能講習終了証を携帯しているか)	特化則27	全豊田 P25
			アーク溶接機・エンジンウェルダ―は、作業開始前点検を実施した記録はあるか	則352	全豊田 P25
			雨天時に屋外、雨の当たる場所、水気の多い場所で作業していないか		全豊田 P25
			ケーブル取付け部の露出、被覆の破れはないか	則352	全豊田 P25
14.ガス溶接(溶断)作業	①	A	取扱作業者は、有資格者が、従事しているか(技能講習修了証は携帯しているか)	則314,315,316	全豊田 P33
	②	A	遮光メガネ・皮手袋・防じんマスク (DS2相当以上)は、着用しているか	則593,594 粉じん則27	全豊田 P33
	③	A	アセチレンボンベ側に、逆火防止器はついているか		全豊田 P33 トヨタ P54
			使用中のボンベは、ボンベ台車等に確実に固定されているか		全豊田 P33
			圧力調整器・圧力計・ホース等の損傷・磨耗及び接続不良はないか	則316	全豊田 P33
			各接続部・ホース部よりガスの漏えいはないか、また石鹼水等はあるか	則315	全豊田 P33
			使用中及び保管中のボンベに表示(充・空・会社名)は有るか		全豊田 P33
			作業中断時は、酸素・アセチレンガスボンベの元栓は閉められ、残圧は抜かれているか		全豊田 P33
			酸素の各ネジ部等には、油類・塵埃が付着していないか	則316	
			ガス溶断器は、作業開始前点検を実施した記録はあるか		全豊田 P33
15.設備内修理・点検作業(ロックアウト)	①	A	上・下に動く機械内での作業時は、落下防止措置はしてあるか	則131	全豊田 P28
	②	A	設備可動範囲内立ち入り者全員が、ロックアウトをしているか	則107,108	全豊田 P26,27
	③	A	ロックアウト出来ない作業の場合で、設備稼働内に入る場合は、役割分担(監視人・非常停止等)が明確になっているか	則150	全豊田 P29,30
	④	A	ロボット教示作業員及び監視者は、ロボット教示の特別教育を修了しているか	法59則36	全豊田 P30

区分	番号	ランク	チェック項目	該当ルール	
				法令	引用文献
15.設備内修理・点検作業 (ロックアウト)			ロボット教示作業は、作業要領書があり、非常停止位置で監視人が監視しているか	則150	全豊田 P30
			教示作業中である旨の表示(制御盤のパネル表示)はあるか	則150	全豊田 P30
			作業開始前点検は、実施したか(口頭等)	則151	全豊田 P30
			ロックアウト施錠した錠前には、表示札が取り付けられているか		全豊田 P30 ロックアウトマニュアル
			表示札には、「錠前番号」「元請・施工会社名」「作業責任者名」等が明記されているか		全豊田 P27 ロックアウトマニュアル
			施錠した錠前のキーは、各自が携帯しているか		全豊田 P27 ロックアウトマニュアル
			施錠した設備の携帯プラグまたはキースイッチは、設備内作業員(作業責任者)が携帯しているか		全豊田 P27 ロックアウトマニュアル
			「錠前番号」「錠前使用者名」が分かる、ロックアウト管理表が掲示されているか		ロックアウトマニュアル
			設備内から出た場合は、ロックアウトの開錠または表示があるか		ロックアウトマニュアル
16.酸素欠乏 危険作業	①	A	作業主任者は選任されているか(技能講習修了証は、携帯しているか)	則16,17,18 酸欠則11	全豊田 P35 トヨタ P57
	②	A	作業員は特別教育を修了しているか	則36	全豊田 P35
	③	A	監視人は配置されているか	酸欠則13	全豊田 P35 トヨタ P57
	④	A	濃度、酸素(18%以上)、硫化水素(10ppm以下)を、定期的に測定した記録が残されているか	酸欠則3	全豊田 P35
	⑤	A	換気は十分に行われているか	酸欠則5	全豊田 P35
			緊急時の救助用具は備えてあるか	酸欠則6,15	全豊田 P35
			ピット、タンク内等密閉度の高い場所では、エンジンの排気ガスが充満する恐れはないか		
17.有機溶剤 作業	①	A	作業主任者は選任されているか(技能講習終了証は携帯しているか)	有機則19	全豊田 P34 トヨタ P57
	②	A	建屋内作業の場合は、環境条件に合った国家検定規格や日本産業規格の有機溶剤用防毒マスク、または送気マスクを着用しているか	則 593 有機則33	全豊田 P34 トヨタ P57
			作業は、有機溶剤取扱安全衛生教育修了者が従事しているか	法60	全豊田 P34 トヨタ P57
			タンク内等の作業では十分な換気を行い 監視人を配置しているか	酸欠則5,13	全豊田 P35
			保管中の塗料缶は開放されたままになっていないか	有機則35	全豊田 P34
			イ.有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 ロ.有機溶剤等の取扱い上の注意事項 ハ.有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置 を現場に明示して作業員に周知しているか(SDS掲示のみは不可)	有機則24	全豊田 P34
18.騒音、粉じん、 振動、砥石 取替作業	①	A	といし取り換え作業は、特別教育修了者が行っているか	法59 則36	全豊田 P43
	②	A	ハツリ作業等で粉じんが発生する作業では、防じんマスク・保護メガネを着用し、有資格者が行っているか(特定粉じん作業は、特別教育)	則106,593	全豊田 P43
			ハツリ作業時は、粉じんの拡散防止措置(散水等)が実施されているか	粉じん則4,16	全豊田 P44 トヨタ P57
			ハツリ作業等で、振動工具使用時は防振手袋を着用しているか		全豊田 P44 トヨタ P57
19. 作業計画 (次ページの別 添参照)	①	A	車両系荷役運搬機械・車両系建設機械・高所作業車・移動式クレーン等を用いて作業を行うときは、あらかじめ作業計画等必要事項を定め、関係労働者に周知しているか	法30-1-5	全豊田 P19,39, 40,41

全豊田: 全豊田構内作業 仕入先安全基準 トヨタ: 仕入先トヨタ構内作業要領

法: 労働安全衛生法 令: 労働安全衛生法施行令 則: 労働安全衛生規則 クレ則: クレーン等安全規則

## 労働安全衛生法で作業計画等の周知が規定されている事項

関係条文	対象機械・作業	定める事項・措置	備考
安衛則第151条の3	車両系荷役運搬機械を用いる作業	作業計画	フォークリフト・不整地運搬車等
安衛則第155条	車両系荷役運搬機械を用いる作業	作業計画	バックホー・解体用機械・締固め用機械等
安衛則第194条の5	ジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ、つり下げを行う作業	作業計画	
安衛則第194条の9	高所作業車を用いる作業	作業計画	垂直昇降式・ブーム式等
安衛則第380条	ずい道の切削の作業	作業計画	
安衛則第400条	採石作業	作業計画	
安衛則第517条の2	建築物の鉄骨の組立て等の作業	作業計画	高さ5m以上(施行令第6条15号の2)
安衛則第517条の6	鋼橋の架設、解体、変更の作業	作業計画	高さ5m以上(施行令第6条15号の3)
安衛則第517条の14	コンクリート造の工作物の解体等の作業	作業計画	高さ5m以上(施行令第6条15号の5)
安衛則第517条の20	コンクリート橋の架設又は変更の作業	作業計画	高さ5m以上(施行令第6条16号)
クレーン則第66条の2	移動式クレーンを用いる作業	作業の方法等	トラック・クレーン・ラフタークレーン・ユニック車など

(参考)作業計画に必要な項目

## 【車両系荷役運搬機械を用いる作業】

フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキャリアー、不整地運搬車、構内運搬車、貨物自動車

場所の広さ及び地形、機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状、運行経路及び作業の方法

## 【車両系建設機械を用いる作業】

整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械、基礎工事用機械、締固め用機械、コンクリートポンプ車、解体用機械等

場所の広さ及び地形、機械等の種類及び能力、運行経路及び作業の方法

## 【高所作業車を用いる作業】

(走行装置)トラック式、クローラー式、ホイール式 (作業装置)ブーム式、垂直昇降式

場所の広さ及び地形、機械等の種類及び能力、作業の方法

## 【移動式クレーンを用いる作業】

ラフタークレーン、レッカー車、小型移動式クレーン等

場所の広さ及び地形・地質、荷の重量、クレーンの種類及び能力、作業の方法

転倒を防止するための方法、労働者の配置及び指揮の系統